

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策
に関する検討会最終とりまとめ
(平成28年度フォローアップ概要)

1. 平成28年度の主な取組み

(1) ガイドラインの普及

- ・ 各省庁（総務省、法務省、農林水産省、林野庁、国土交通省）において、自治体を対象とした全国会議等の機会を捉えてガイドラインを周知。
- ・ 各士業団体においても、全国の単位会等に対して、ガイドラインについて周知等行われた。
- ・ 自治体職員向けのガイドライン活用に関する説明会及び「地域に広がる所有者不明土地問題を考える」ためのシンポジウムを開催。

(今後の課題)

- ・ ガイドラインについて、より一層の普及が必要。
- ・ 普及にあたっては、関係省庁・自治体内の連携と併せて、民間の業界同士の連携も図ることが必要。

(2) ガイドラインの改善

- ・ 関係法律等の改正による制度改正を反映
- ・ 制度活用等についての事例の拡充 等

(今後の課題)

- ・ 引き続き、事例を充実させるべき。

(3) 優良事例の展開

- ・ 死亡届受理時等におけるきめ細やかな案内をしている事例として、総合窓口を中心としてワンフロアに市民の事務に必要な課を設置することにより、ワンストップサービスの提供を行うことで手続き漏れの減少につなげている長岡市の事例等をガイドラインに掲載。
- ・ 所有者の土地への関心が高まる機会を活用した相続登記の促進事例として、固定資産税課税明細書の備考欄に登記名義人と課税

名義人が異なる土地であることを記載し、所有者に情報提供を行っている南砺市の事例等をガイドラインに掲載。

(4) その他

- ・ 相続登記促進のための新制度の創設に向けた検討を行った。
- ・ 法務局、司法書士会、土地家屋調査士会とが連携して、相続登記の必要性の説明、相続登記の促進のための協力に関して、市区町村への働きかけを行った。
- ・ 相続登記の手続負担を軽減するための運用改善を行った。
- ・ 所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆登記等を可能とするための筆界特定制度の活用に向けた検討を行った。
- ・ 全国の相続未登記農地の実態調査を実施し、12月に公表した。
- ・ 相続登記が未了となっているおそれのある土地がどれくらいあるか推測するための、サンプル調査をした。
- ・ 森林の土地の所有者情報等を整備する林地台帳制度を創設した。
- ・ 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化する共有林の持分移転の裁定制度を創設した。

(今後の課題)

- ・ 電子化が進む、土地等に関する各種台帳間の連携を図るべき。

2. 来年度以降必要な取組

- ・ 相続未登記農地について、現在の耕作者が離農した場合、所有者が不明となり、遊休農地の解消や担い手への農地利用の集積・集約化が困難となるおそれがあることから、これらの農地の相続登記を円滑に行うための仕組みについて検討する。
- ・ 所有者を確知できない遊休農地を利活用するための公示・裁定制度について、拡充や運用の見直しを検討する。
- ・ 地域の意欲ある担い手による森林施業の集約化を効率的に行うため、森林の土地の所有者情報（林地台帳）の整備を進める。
- ・ 地理情報システム（GIS）を活用して、土地関連情報を重ね合わせるなど、ICTの積極的な活用に関して検討を進めていくことが重要。

- ・ 引き続き、新たな対策や制度の見直しを検討するための前提となる、所有者の所在の把握が難しい土地の更なる実態把握及び相続登記の促進に向けての取組に努める。
- ・ 相続登記に係る登録免許税の減免措置について、引き続き検討を行う。
- ・ 空き地等の新たな活用方策を検討する。
- ・ 所有者が適切に管理できない土地の管理方策のあり方について検討する。

3. 今後に向けて

- ・ ガイドラインについては、継続的に見直しを行うとともに、普及・広報を行う。また、平成28年3月の最終とりまとめで掲げられた各取組及び2の取組については、今後の実施状況について引き続きフォローアップし、必要に応じて更なる取組を行う。
- ・ 平成28年3月の最終とりまとめで記載された、国土を荒廃させず、適切に管理し、安全・安心で持続的な国土を形成していくための、長期的な視点からのあるべき政策論が引き続き期待される。